

街の不動産トラブルを解決する

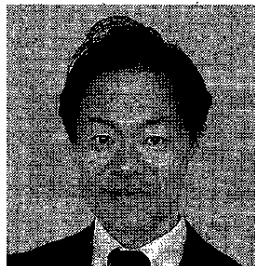
⑥ 調停人候補者紹介

ADR(裁判外紛争解決)という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。(一社)日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものはごく一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動は、それ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができますでしょう。ここでは、そのような街の不動産業者(調停人候補者)の方々の声を紹介します。

投資不動産は購入してから 義をモットーに新卒入社からが運用のスタートです。しか 22年間、投資不動産業界に従事してきた私にとっては大変 残念でなりません。

専門性向上を

そこで、より専門的な立場からコンサルティングできる ように、不動産取引にまつわる専門資格の取得に励んできました。そして以前から自分 ができる社会貢献はないか？



石坂浩之氏

より専門性を向上させる経験はできないか？と思慮していたときに、購読していた住宅新報でADRの存在を知り、商談を取りまとめた経験と取引の現場で見聞きし

てきた実体験からトラブル解決に対する使命感を感じ、調停人候補者として登録をいたしました。

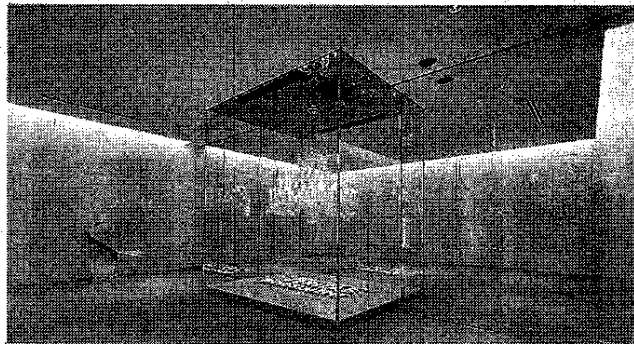
住宅・不動産は生活を支える重要なインフラなので、法整備や規制・条例等は充実しています。しかし、だからこそ不動産のプロとそうでない人との間でトラブルがあった際、和解に向けて公平に話し合うことは難しいでしょう。また、煩雑

【調停人候補者】

石坂浩之氏

株式会社VISION 代表取締役(東京都渋谷区)

な裁判 手続き と費用対効果 と考えています。 私が経営している会社でも 今後トラブルになりかねない 事象はあるでしょう。社内の トラブルを未然に防ぐためにも調停人活動を通じ業界の 様々な紛争事例に精通し、ま た活動を通じて一つでも多く の紛争を解決し、一人でも多 り、簡易的に 門家が間に入 り、簡易的に 和解に向けて 解決できるADR という仕組みは当事者 組にとって素晴らしい制度だ らしいと思います。



VISION社のエントランス

資格・総合